

令和8年度京都府奨学のための給付金のお知らせ  
(新入生一部早期給付)

京都府内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給します。(返還は不要)

【1】奨学のための給付金の対象となる方

令和8年4月1日現在、次の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 令和7年度における保護者等全員の道府県民税所得割・市町村民税所得割の合算額が0円(非課税)、又は生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」受給世帯である。
- ② 保護者等全員が、京都府内に在住している。  
※保護者等のうち一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が京都府にある世帯で、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。(海外在住は対象外)
- ③ 高校生等が、高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援、学び直し支援金又は専攻科修学支援金の支給を受ける資格を有する(特別支援学校の高等部を除く)。  
※授業料免除により、上記制度の受給資格認定を受けていない場合でも申請できます。
- ④ 高校生等が以下の資金の給付を受けていない。(母子生活支援施設の高中生等を除く)  
・「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」のうち、見学旅行費又は特別育成費
- ⑤ 通算3回(定時制・通信制の場合は通算4回)以上、本給付金を受給していない。  
※学び直し支援金対象者は、追加で1回(定時制・通信制の場合は2回)まで受給可能。  
※専攻科修学支援金対象者は、追加で2回(修業年限が1年の場合は1回)まで受給可能。

【2】新入生一部早期給付とは

新入生の保護者等へ3か月分(年額の4分の1)を前倒しで支給します。(希望者のみ)

ただし、残額(年額の4分の3)を受給するためには、7月頃に2回目の申請手続きが必要です。

新入生一部早期給付を希望しない方は、7月頃に通常申請へお手続きください。

※年間で受給できる金額は同じです。

※住民税所得割が課税されている世帯については、7月頃にご案内いたします。

【3】給付金額

区分	対象高校生等	今回案内分	7月以降に要申請		
		①一部早期給付額 (年額の1/4)	②一部早期給付の残額 (年額の3/4)	③給付額(年額)	
A	生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」受給世帯 【全日制、定時制、通信制】	13,150円	39,450円	52,600円	
B	住民税所得割 非課税世帯	1 全日制・定時制	38,000円	114,000円	152,000円
		2 通信制・高等学校専攻科	13,025円	39,075円	52,100円

#### 【4】申請書記入時の注意点について

- ・令和8年4月1日現在の状況により記入してください。
- ・修正テープ、修正液を使用しないでください。  
(訂正する場合は、二重線で削除し、空欄に訂正後の内容を記載してください。)
- ・消せるボールペンで記入しないでください。
- ・申請書の書き方については、記入例を確認してください。

#### 【5】申請に必要な書類

以下A・Bの区分は、【3】給付金額における区分です。

区分	必要な書類
全員	申請書(別記第1号の3様式)
	給付金振込先口座の通帳の写し等 ※申請者以外の口座を振込先に指定する場合は「受領委任状」も提出してください。
	「高校生等の国籍・在留資格等について」 ※同書類の「ウ」に記載の書類も提出してください。
専攻科	個人対象要件証明書 ※在学している学校から証明を受けてください。
申請者が 生計維持者	扶養誓約書(申請者が親権者であれば不要)

+

区分	必要な書類
A	「生業扶助(高等学校等就学費)」の受給を確認できる生活保護受給証明書 ※発行日が令和8年4月1日以降であること
B	令和7年度の道府県民税所得割・市町村民税所得割の合算額が0円と確認できる書類 =次の①～③の書類のいずれか(保護者等全員分) ①市区町村が発行する課税証明書(全項目証明)又は非課税証明書の原本 ②市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書のコピー ③納税(非課税)通知書のコピー ただし、住民税所得割額の記載がない上記書類は再提出の対象となります。 ※通知書が複数枚の場合は、全ページのコピーが必要です。  保護者等のうち一方が控除対象配偶者(同一生計配偶者)であることが上記①～③の書類で確認できる場合は、控除対象配偶者(同一生計配偶者)分の書類は不要です。

#### 【6】申請書提出先・提出期限

以下の宛先へご郵送又はご持参ください。(提出期限：令和8年7月10日 ※当日消印有効)  
※封筒に「奨学のための給付金(申請)」と朱書きし、送り主の住所・氏名も記入してください。  
※学校が取りまとめを行っている場合は、学校へ提出してください。

#### 【7】留意事項

- 申請事項(住所、口座名義等)に変更が生じた場合は、お問い合わせください。
- 不備のあった書類を京都府へ再提出する場合にも、以下の宛先へご提出ください。

■宛先：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府文化生活部文教課 奨学のための給付金担当

★お問い合わせ先(私立学校担当)：075-414-4516